

電話網移行円滑化委員会 ヒアリングを踏まえた事業者等・団体への質問

資料21-8 利用者料金の設定権について 関連

項目	対象事業者	質問 / 回答	備考
<b>①公衆電話の料金設定権</b>			
料金設定権 即時課金	KDDI、SB	NTTがIP網に事業者毎精算機能(柔軟課金機能)を具備しない場合、即時課金が必要な公衆電話の料金設定を着信側が行うことは技術的に困難だと思うが、その理解でよいか。	
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その理解が良い</li> <li>・着信事業者が個々に独立した料金を設定することは困難</li> </ul>	
	KDDI	公衆電話発の通話であっても、国際通話のように発信者のダイヤルによって料金設定事業者と単金が変わる場合は、柔軟課金機能が具備されなくとも、原理的には着側料金設定による課金が可能です。それが不可能なケースでは、技術的にはご認識のとおりと考えます。	
料金設定権	KDDI、SB、Ncom	即時課金が必要な公衆電話には、事業者毎料金設定機能が必要となるが、この実装には、NTT東西だけでなく着信側事業者にも開発コストが発生することを考えると、当該機能は不要と考えられるが、どうか。この場合、公衆電話の料金設定権は発側に移行せざるを得ないと思うが、どうか。	
	KDDI	公衆電話発の通話であっても、国際通話のように発信者のダイヤルによって料金設定事業者と単金が変わる場合は、事業者毎料金設定機能が具備されなくとも、着側料金設定による課金が可能です。国際電話以外の通話については、ご指摘のとおり、事業者毎料金設定機能が実装されなければ、料金設定権を発側に移行する必要性が生じるものと考えます。	
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能開発にかかるコストや規模の算出、代替方法の検討を実施した上で、機能の要否について検討すべき</li> <li>・本来、機能の実装がコスト、開発面から懸念があるということが、料金設定権を発側(NTT東西)に移行する根拠とはならない</li> </ul>	
	NTTコミュニケーションズ	事業者毎料金設定機能については、事業者全体としてコストが過大なものにならないように検討を進めることが必要と考えます。	

## ②固定発 携帯着の料金設定権

料金設定権	NTT	固定発携帯着の料金設定権の見直しは、今回の移行とは関係がないとの意見もあるが、固定側の料金設定権に見直すことのメリットは何か。	
	NTT	<p>ご指摘のとおり、本質的には両者は別物ですが、固定発携帯着の通話料金については、お客様の立場に立てば同じIP電話にもかかわらずメタルIP電話とそれ以外を敢えて区別すべき合理的理由はなく、IP網への移行にあわせて、他のIP電話の場合と同様に発側料金設定に見直す方が、以下のようなメリットがあることから、自然であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通話料を負担する発側ユーザからすると、直接契約する発側事業者が設定した料金を見て、自らサービスを選択できる方がユーザ利便に適う</li> <li>・発側事業者と直接契約している事業者の方が、当該ユーザのニーズ等を把握しやすく、これに応えることが利用者の獲得につながるため、通話料金の低廉化・多様化等、ユーザ利便向上に向けたインセンティブが働く</li> </ul> <p>といったことが考えられます。</p> <p>なお、IP電話発携帯電話着の通話について発側料金設定とした「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針(平成15年6月25日 総務省)」においても、同様の考えが記載されています。</p> <p>&lt;参考&gt;          固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針(平成15年6月25日 総務省)          IP電話発携帯電話着の通話について IP電話発携帯電話着(中継接続を含まない現状のIP電話を前提とする。)の通話については、IP電話事業者が利用者料金を設定する。          (理由)          IP電話事業者においては、個々の加入者への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。競争促進の観点からは、IP電話事業者側が利用者料金を設定する方が、顧客獲得・維持のための努力に報いることができ、事業活動の意欲を促進することができる。IP電話事業者は、利用者料金を負担する立場にある発側利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、IP電話事業者が利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲を拡大し、料金の低廉化・多様化が促進される。          IP電話が十分に普及していない現状においては、IP電話事業者側が料金設定を行うこととした方が、IP電話事業者における顧客獲得・維持のための努力に報いることができ、事業活動の意欲を促進することができ、IP電話の普及促進に資する。また、当該接続形態においては、ネットワークの非効率性の問題は発生せず、さらに、IP電話サービスは、これから普及が見込まれるサービスであることから、携帯電話事業者の収益構造の大きな変化といった問題も発生しない。</p>	補足資料あり

電話網移行円滑化委員会ヒアリングを踏まえた事業者等・団体への質問

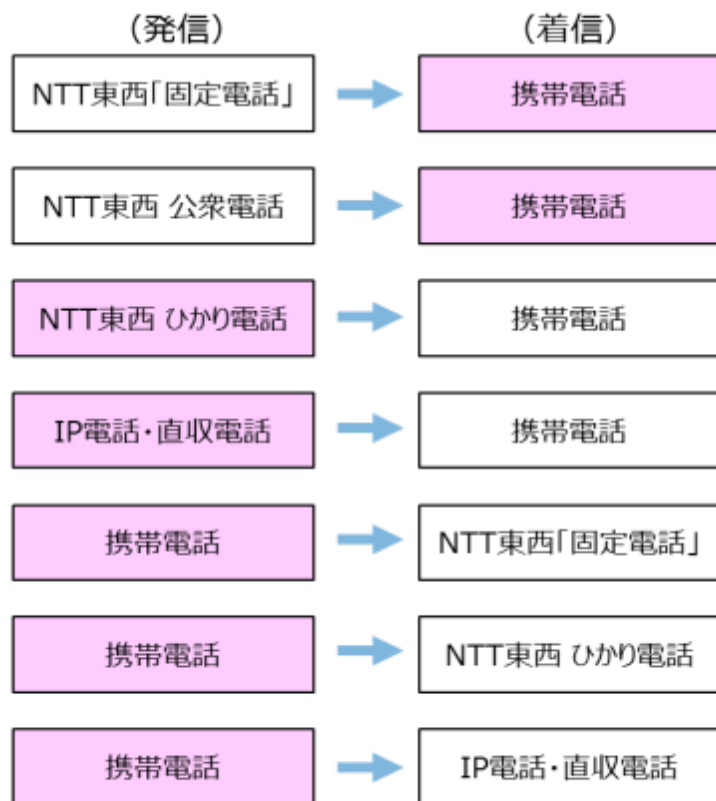
# 補足資料

---

## (参考) 料金設定権／東西PSTN発携帯着の通話料

### 料金設定権

- ・携帯電話着通話で、料金設定権がないのは、NTT東西の「固定電話」・公衆電話だけ



※網掛けが料金設定事業者

### 東西PSTN発携帯着の通話料

- ・「固定電話」発 携帯着

(税抜)

	10円でかけられる時間 (平日昼間)
NTTドコモ	30秒 <60円>
au*	20秒 (auの定める区域内) <90円>
	15秒 (auの定める区域外) <120円>
ソフトバンク	15秒 <120円>

(参考) NTT東西「ひかり電話」から発信した場合、3分間あたりの料金は48円～54円

- ・公衆電話発 携帯着

(税込)

	10円でかけられる時間 (平日昼間)
NTTドコモ	15.5秒 <120円>
au*	11.5秒 (auの定める区域内) <160円>
	9.5秒 (auの定める区域外) <190円>
ソフトバンク	9.5秒 <190円>

< >内は、3分間通話した場合の料金

\* 深夜早朝は発信地域によって料金が異なる